

郡山市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第34号

郡山市介護保険条例の一部を改正する条例

郡山市介護保険条例（平成12年郡山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>（令和8年度分の保険料の減免の特例）</u> <u>第10条 市長は、令和8年度分の保険料について、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であった第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、政令附則第25条第1項及び第2項の規定により、市町村民税が課されている者とみなされた場合において、当該市町村民税が課されている者とみなされた者の状況を勘案して特に必要と認めるときは、当該第1号被保険者の保険料について、申請によらず、その一部を減免することができる。</u>	附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。